平成３０年（フ）第９９号
北海道旭川市10条通９丁目975番地の259
Ｔ・Ｋロイヤルコーポ208号室
債務者　鈴木　敬史
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０１号
北海道旭川市東光１条５丁目２番４号　東宝コーポ７号室
債務者　安富美耶子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１３号
北海道深川市納内町グリーンタウン２番26号
債務者　中野　　愛
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７０７号
大阪府枚方市釈尊寺町28番15―506号
債務者　山縣　美沙
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７７０号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目３番２―408号
債務者　坂本　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８２号
大阪市住之江区新北島３丁目６番18号　プレミールＫ・住之江　101
債務者　小林　祐和
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２４号
大阪市旭区清水４丁目12番８―311号、前住所愛知県知多郡武豊町字白山５番地１
債務者　山本真由美（旧姓小村）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１４号
大阪府茨木市春日５丁目１番33号　サンパティーク101号
債務者　井上　恵里
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２号
栃木県那須塩原市西大和４番３号　長谷川ハイツ202号、前住所栃木県那須塩原市二区町483番地17
債務者　阿久津　進
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６３号
栃木県那須塩原市西大和４番３号　長谷川ハイツ202号、前住所栃木県那須塩原市二区町483番地17
債務者　阿久津立多
親権者父　阿久津　進
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９２号
栃木県宇都宮市清原台６丁目１番48号　コーポちばⅠ203
債務者　清水　秀真
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成３０年（フ）第７号
愛知県豊橋市牛川町字南台１番地の２(1104)
破産者　尾崎　美和（旧姓春木）
1　主文　当裁判所が平成30年３月８日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「春木　美和」とあるのを「尾崎　美和（旧姓春木）」と更正する。
2　決定年月日　平成30年５月23日
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１００号
茨城県下妻市下妻丙700番地
破産者　稲川運輸有限会社
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７０８号
名古屋市名東区高社１丁目191番地
破産者　株式会社スカイ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部